

市区町村別集計項目(推進体制等)

山口県	
市区町村数	19

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						14	15	9			19					
35	201	下関市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1				0	第4次下関市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
35	202	宇部市	人権・男女共同参画推進課	1	1	1	1	宇部市男女共同参画推進条例	2002年6月28日	2002年6月28日		第4次宇部市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
35	203	山口市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	山口市男女共同参画推進条例	2014年3月18日	2014年4月1日		第2次山口市男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
35	204	萩市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	萩市男女共同参画推進条例	2010年3月23日	2010年4月1日		萩市男女共同参画プラン(第3次改定版)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
35	206	防府市	社会福祉課	1	2	1	1	防府市男女共同参画推進条例	2013年12月27日	2014年4月1日		第5次防府市男女共同参画推進計画(幸せますほうふハーモニープラン21)	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
35	207	下松市	男女共同参画室	1	1	1	1				0	第5次下松市男女共同参画プラン~プライト21プラン~	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
35	208	岩国市	男女共同参画室	1	1	1	1	岩国市男女共同参画推進条例	2007年9月27日	2007年9月27日		第3次岩国市男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
35	210	光市	人権推進課	1	2	1	1				0	第4次光市男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
35	211	長門市	市民活動推進課	1	2	1	1	長門市男女共同参画推進条例	2009年3月19日	2009年4月1日		ながと男女共同参画計画(第4次)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
35	212	柳井市	政策企画課	1	2	1	1				0	第3次柳井市男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
35	213	美祢市	男女共同参画推進室	1	2	1	1	美祢市男女共同参画推進条例	2012年3月16日	2012年4月1日		美祢市男女共同参画しあわせプラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
35	215	周南市	人権推進課男女共同参画室	1	1	1	1	周南市男女共同参画推進条例	2004年3月30日	2004年4月1日		第2次周南市男女共同参画基本計画 すまいるプラン周南~後期~	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
35	216	山陽小野田	人権・男女共同参画室	1	1	0	1	山陽小野田市男女共同参画推進条例	2005年3月22日	2005年3月22日		さんようおのだ男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2023年3月	1	1	
35	305	周防大島町	総務部 政策企画課	1	2	0	1				0	すおうおおしま男女共同参画プラン	2021年3月 ~ 2026年3月	1	1	
35	321	和木町	企画総務課	1	2	0	0				0	和木町男女共同参画推進計画	2021年4月 ~ 2025年3月	0	1	
35	341	上関町	総務課	1	1	0	0				0	第1次上関町男女共同参画プラン	2020年5月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
35	343	田布施町	総務課	1	2	0	0				0	第3次田布施町男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
35	344	平生町	地域振興課	1	2	1	0				0	第4次平生町男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
35	502	阿武町	総務課	1	2	1	1				0	阿武町男女共同参画プラン	2001年6月 ~ 2025年7月	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)																
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等				施設形態		管理・運営主体							
						住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			2									2	0	1	1	0	1	1	0
35	201	下関市																	
35	202	宇部市	宇部市男女共同参画センター・フォーユー	フォーユー	755-0033	宇部市琴芝町一丁目2番5号	0836-33-4004	0836-33-3958	https://www.foryou-ube.jp/	○			○					○	
35	203	山口市	山口市男女共同参画センター	ゆめぼぼら	753-0074	山口市中央二丁目5番1号	083-934-2841	083-934-2841	http://www.y-djc.com/	○		○						○	
35	204	萩市																	
35	206	防府市																	
35	207	下松市																	
35	208	岩国市																	
35	210	光市																	
35	211	長門市																	
35	212	柳井市																	
35	213	美祢市																	
35	215	周南市																	
35	216	山陽小野田市																	
35	305	周防大島町																	
35	321	和木町																	
35	341	上関町																	
35	343	田布施町																	
35	344	平生町																	
35	502	阿武町																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主  な  事  業									その他	
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究		
			2															
35	201	下関市			0	0	0											
35	202	宇部市	宇部市男女共同参画センター・フォーユー	1982年4月15日	3	2	27,706	○	○	○	○							
35	203	山口市	山口市男女共同参画センター	2009年4月1日	3	3	7,479	○	○	○	○		○				○	貸館事業、男女共同参画事業に関わらず一般利用者への施設貸出
35	204	萩市			0	0	0											
35	206	防府市			0	0	0											
35	207	下松市			0	0	0											
35	208	岩国市			0	0	0											
35	210	光市			0	0	0											
35	211	長門市			0	0	0											
35	212	柳井市			0	0	0											
35	213	美祢市			0	0	0											
35	215	周南市			0	0	0											
35	216	山陽小野田			0	0	0											
35	305	周防大島町			0	0	0											
35	321	和木町			0	0	0											
35	341	上関町			0	0	0											
35	343	田布施町			0	0	0											
35	344	平生町			0	0	0											
35	502	阿武町			0	0	0											

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				2		13	1	7.7	14	0	0.0	6	0	0.0	6	0	0.0	7,107	691	9.7
35	201	下関市				1	0	0.0	2	0	0.0							799	51	6.4
35	202	宇部市	1998年6月26日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							741	105	14.2
35	203	山口市				1	0	0.0	1	0	0.0							767	56	7.3
35	204	萩市				1	0	0.0	1	0	0.0							379	28	7.4
35	206	防府市				1	0	0.0	1	0	0.0							255	7	2.7
35	207	下松市				1	0	0.0	1	0	0.0							275	28	10.2
35	208	岩国市				1	0	0.0	1	0	0.0							788	78	9.9
35	210	光市				1	0	0.0	1	0	0.0							332	37	11.1
35	211	長門市				1	0	0.0	1	0	0.0							221	6	2.7
35	212	柳井市				1	0	0.0	1	0	0.0							313	45	14.4
35	213	美祢市				1	0	0.0	1	0	0.0							429	40	9.3
35	215	周南市				1	1	100.0	1	0	0.0							964	127	13.2
35	216	山陽小野田市	2012年9月29日	山陽小野田市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							338	37	10.9
35	305	周防大島町										1	0	0.0	1	0	0.0	211	19	9.0
35	321	和木町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
35	341	上関町										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
35	343	田布施町										1	0	0.0	1	0	0.0	74	5	6.8
35	344	平生町										1	0	0.0	1	0	0.0	148	19	12.8
35	502	阿武町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	3	7.0

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード									
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他					
																															その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他
	小計			904	764	13,127	4,200	32.0		560	493	8,142	2,395	29.4	101	69	615	130	21.1	606	76	12.5	624	77	12.3										
35	201	下関市	35.0	2026年3月	63	50	985	298	30.3	行政委員会及び法令、条例設置の審議会等	61	49	1,030	299	29.0	6	3	41	5	12.2	32	6	18.8	33	6	18.2	1								
35	202	宇部市	50.0	2027年3月	45	45	533	258	48.4	「審議会等の設置・運営マニュアル」に基づく分類のうち、「附属機関(法律又は条例設置)」、又は、「私的諮問機関(要綱設置)」に該当するもの。	36	36	549	242	44.1	6	5	38	12	31.6	25	3	12.0	26	3	11.5	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	1				
35	203	山口市	35.0	2023年3月	96	83	1,746	496	28.4	法律又は条例、規則等により設置されている審議会等	35	31	647	188	29.1	6	5	46	14	30.4	52	3	5.8	53	3	5.7	1								
35	204	萩市	40.0	2027年3月	94	91	1,444	569	39.4	法令・条例で設置している審議会等	38	38	502	202	40.2	6	5	64	12	18.8	35	13	37.1	36	13	36.1	1								
35	206	防府市	35.0	2023年3月	93	76	1,375	414	30.1	地方自治法第180条の5に基づく委員会 ・法律、条例及び要綱等に基づく審議会等 ・スポーツ推進委員、民生委員及び児童委員	38	31	624	158	25.3	6	5	43	11	25.6	38	7	18.4	39	7	17.9	1								
35	207	下松市	30.0	2024年3月	58	50	676	178	26.3	法律または政令、条例、要項等により設置されている審議会	28	28	370	98	26.5	5	3	25	5	20.0	36	6	16.7	37	6	16.2	1								
35	208	岩国市	40.0	2023年3月	66	57	1,507	446	29.6	法令、条例、要綱等により設置されている審議会等	22	21	391	116	29.7	6	5	40	10	25.0	49	6	12.2	50	6	12.0	1								
35	210	光市	40.0	2027年3月	25	22	359	102	28.4	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	25	22	359	102	28.4	5	3	28	4	14.3	36	4	11.1	37	4	10.8	1								
35	211	長門市	33.9%から増やす	2027年3月	53	45	708	220	31.1	地方自治法第180条の5に規定する委員会及び委員、地方自治法第202条の3に規定する附属機関、規則等で市が設置する協議会等	23	21	307	96	31.3	5	4	34	7	20.6	19	5	26.3	19	5	26.3	1								
35	212	柳井市	45.0	2023年3月	75	73	1,013	434	42.8	要綱等により設置されている懇談会、会議等	51	50	633	221	34.9	5	4	29	8	27.6	36	8	22.2	37	8	21.6	1								
35	213	美祿市	30.0	2026年3月	32	25	508	125	24.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	32	25	508	125	24.6	5	3	32	6	18.8	22	3	13.6	23	3	13.0	1								
35	215	周南市	40.0	2025年3月	64	56	884	286	32.4	法律又は政令により設置されている審議会、委員会等。条例、規則、要綱等により設置されている懇談会、会議等。	39	34	556	148	26.6	6	5	44	9	20.5	44	4	9.1	45	5	11.1	1								
35	216	山陽小野田市	構成委員の30%以上		73	46	737	243	33.0	法律・政令・条例・要綱・規定により設置されている審議会等	32	30	474	159	33.5	5	3	27	6	22.2	34	4	11.8	35	4	11.4	1								
35	305	周防大島町	30.0	2026年3月	26	15	244	47	19.3	条例等に定める審議会	15	10	170	33	19.4	5	2	28	3	10.7	25	0	0.0	26	0	0.0	2	2022年7月1日	2	2022年7月1日	2	2022年7月1日			
35	321	和木町								15	14	219	41	18.7	4	2	12	2	16.7	28	1	3.6	29	1	3.4	1									
35	341	上関町								17	12	177	22	12.4	5	3	27	4	14.8	26	1	3.8	27	1	3.7	1									
35	343	田布施町	30%以上	2023年3月	25	15	233	40	17.2	法律、法令又は条例により設置されている審議会等。法律により設置されている委員会等。	20	11	213	34	16.0	5	4	20	6	30.0	27	1	3.7	28	1	3.6	1								
35	344	平生町	25.0	2025年3月	16	15	175	44	25.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	16	15	175	44	25.1	5	3	19	4	21.1	23	0	0.0	24	0	0.0	1								
35	502	阿武町								16	14	214	56	26.2	5	2	18	2	11.1	19	1	5.3	20	1	5.0	1									





調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7								
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		左記で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問3で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
			9	1の合計	19	0	17		1			17	17	17	17	18	12		
			5	2の合計	0	14	2		18			0	0	0	0	0	1		
			2	3の合計	0	4			0			0	0	0	0	0	0		
			3	4の合計	0	1						2	2	2	2	1	5		
35	201	下関市	1	下関市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) この要綱は、下関市一般職の職員(以下「職員」という。)が、婚姻等により戸籍上の氏を改めた後、後にも引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することを希望するときに、旧姓を使用する職員と実在する職員との同一性の確保及び旧姓の対外的な明示のための措置その他必要な事項を定めるものとする。	下関市議会	1	3	1	下関市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条(略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第94条(略) 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。			2	1	1	1	1	1	1	
35	202	宇部市	1	宇部市職員の旧姓使用に関する要綱 (目的) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員が、改正前の氏(以下、「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (適用職員) 第2条 この要綱により、旧姓使用ができる職員は、一般職に属する職員とする。ただし、臨時的に任用される職員を除く。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準のいずれかに該当するものとし、別表第2に掲げる基準のいずれかに該当する文書等については使用を認めないものとする。 (旧姓使用の承認申請) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするとき、旧姓使用承認申請(様式第1号)により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。 (承認の通知) 第5条 市長が旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第6条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 (責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民及び他の職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し、必要な事項は、市長が別に定める。	宇部市議会	1	2	1	宇部市議会会議規則 第二条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第九十条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。			2	1	1	1	1	1	1	1
35	203	山口市	1	山口市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の申請及び承認) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届出書(様式第1号)を、所属長を経て、総務部職員課長に届けなければならない。なお、市長部局以外の職員は、所属長及び任命権者を経て、届け出ること。 2 総務部職員課長は、前項に定める届出書を受理したときは、旧姓使用確認通知書(様式第2号)により当該職員に通知するとともに、所属長及び情報管理課長に連絡するものとする。	山口市議会	1	2	1	山口市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。			2	1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7									
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
35	204	萩市	萩市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、本市職員(会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、職務遂行上、婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、法的な問題が生じるおそれなく、かつ対外的に誤解や混乱を招き、又は職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができる。 (旧姓の使用範囲) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 単に氏名が記載された文書等 (2) 組織内部で使用される文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (3) 職員の権利義務に係る文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (4) 職員の身分に関連する文書等(公権力の行使に係るものは除く。) (5) 法律等に基づかない文書等その他所屬長が認める簡易なもの (旧姓の使用の申請及び承認) 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用申請書(別記第1号様式)により、所屬長を経て、市長に申請し、承認を受けなければならない。 2 市長は、旧姓の使用を認めるときは、旧姓使用承認通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。 3 市長は、前条の使用の範囲を超える申請について、旧姓の使用を認めないときは、旧姓使用不承認通知書(別記第3号様式)により、所屬長を経て、申請者に通知するものとする。 (旧姓使用者名簿) 第5条 任命権者は、旧姓使用者名簿(別記第4号様式)を整備するとともに、旧姓使用の適正な運営管理に努めなければならない。 (旧姓を使用する職員の責務等) 第6条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用に当たっては、常に市民及び他の職員に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 2 各関係所屬は、所屬職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (承認の取消) 第7条 市長は、旧姓を使用する職員が前条第1項の規定に反すると認められるときは、当該職員に係る旧姓の使用承認を取り消すことができる。 2 市長は、前項の規定により承認を取り消した場合には、旧姓使用取消通知書(別記第5号様式)により、承認の取消しを受けた者に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第8条 旧姓の使用を中止しようとする職員は、旧姓使用中止届(別記第6号様式)により、所屬長を経て、市長に届け出なければならない。 (委任) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は市長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行日前に戸籍上の氏を改めた職員が、旧姓の使用を希望する場合は、第4条第1項に規定する申請を行い、承認を受けることにより、旧姓を使用することができる。	萩市議会	1	2	1		2					1	1	1	1	1	1
35	206	防府市		防府市議会	1	2	1		2				1	1	1	1	1	1	
35	207	下松市		下松市議会	1	3	1		2				1	1	1	1	1	2	
35	208	岩国市		岩国市議会	1	2	1		2				1	1	1	1	1	1	





都 道 府 県 市 町 村 コ コ ロ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
			議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
35	502 阿武町	阿武町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、阿武町職員(嘱託職員、臨時職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等(以下「文書等」という。)で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2 前項の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるもののほか、町長が適当と認めるものとする。 3 旧姓を使用する職員は、前2項に定める文書等の押印にも旧姓を使用することができる。 (旧姓使用の承認の申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、所属長を経由して町長の承認を受けなければならない。 2 職員は、前項の承認を受けようとするときは、婚姻等により戸籍上の氏を改めたため、阿武町職員服務規程(昭和42年阿武町訓令第2号。以下「服務規程」という。)第4条に規定する転居、改氏名、転籍その他届出事項に異動があった場合届け出る際に、又は届出の後速やかに、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。 (旧姓使用の承認等) 第4条 町長は、前条第2項の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。ただし、町長は、特別の必要があると認めるときは、別表に掲げる文書等のうち一部のものについて、旧姓の使用の承認をしないことができる。 2 町長は、前項の規定により旧姓の使用を承認又は不承認としたときは、旧姓使用(承認・不承認)通知書(様式第2号)により、その旨を所属長を経由して当該申請者(以下「旧姓使用者」という。)に通知するものとする。 (承認の取消) 第5条 町長は、前条の規定により旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用者の旧姓の使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓使用者が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 2 前項の届出があった場合は第4条の承認は効力を失う。 (旧姓使用者等の責務) 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、常に町民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 2 旧姓使用者は、規定する文書等については統一して旧姓を使用しなければならない。 3 所属長は、所属職員の旧姓の使用に適切に運用が図られるように努めなければならない。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に必要事項は、町長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行期日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員が旧姓の使用を希望する場合は、所属長を経由して町長に第3条の旧姓使用承認申請書を提出することにより、旧姓を使用できるものとする。 別表(第2条関係) (1) 名札、名刺 (2) 職場での呼称 (3) 職員録、座席表、電話番号表等 (4) 事務分掌表、引継書 (5) 年次有給休暇請求票 (6) 出勤簿 (7) 出張命令、復命書 (8) 時間外・休日勤務命令簿 (9) 職務専念義務免除申請書 (10) その他復命書 (11) 起案書 (12) 決裁文書 (13) 人事異動希望書・通知書 (14) 前各号に掲げるもののほか、法令等に基づかない文書等で町長が認めるもの 様式第1号(第3条関係)	阿武町議会	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1		

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。			
市区町村	議会関係	問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)		
		0	1	5	2	0	0	0		2	0	2		3					
		0	1	4	0	0	0	0		0	3	5		13					
		0	0	10	0	0	3	0		1	16	1		3					
		19	17		0	0	0	0				11							
35	201 下関市	4		3							3	2		2					
35	202 宇部市	4	1	3							3	2		2					
35	203 山口市	4	4	1				3		3	3	4		2					
35	204 萩市	4	4	1	1				萩市議会議員政治倫理条例 第3条第1項第3号 議員の地位を利用して、嫌がらせ、強制又は圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合であっても、ハラスメント(他の者が不快に感じる言動又は行為をいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。		3	2		3					
35	206 防府市	4	4	3							3	2		2					
35	207 下松市	4	4	1				3		1	3	1	議会運営基準(申し合わせ事項) 15-1 議会において使用する議員の氏名は、原則として本名とするが、議長への届け出により、その任期中、本名に代えて次に掲げる通称名等を使用することができる。ただし、叙位叙勲の申請、議員報酬等に係る書類、その他通称名等の使用により実務上混乱が生じる恐れのあるものについては、通称名等を使用することができない。 (1)公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた通称 (2)通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した氏名 (3)婚姻等により戸籍の氏を変更後引き続き使用する変更前の戸籍の氏名				2		
35	208 岩国市	4	4	3							3	4		1	岩国市地域防災計画 防災に関して処理する業務として、「男女共同参画に関する相談支援」と記載がある。				
35	210 光市	4	4	1	1				光市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、法令を遵守し、何人に対しても、品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、次に掲げる事項について、不正な影響力の行使をしてはならない。 (5) セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメント、差別的な取扱い又は言動、虐待、名誉又は社会的信用を低下させる目的でその者をひぼうし、又は中傷する言動その他人権侵害のおそれのある行為に関すること。		3	2		2					
35	211 長門市	4	4	2							3	1	長門市議会議員の身上及び通称名使用等の届出に関する規程 (通称名使用届等) 第3条 議員は、前条の規定により届け出た氏名に替えて、公職選挙法施行令第88条第8項に規定する通称の使用が認定された名(以下「通称名」という。)を使用する場合に限り、通称名使用届(別記様式第2号)を議長に提出することにより、使用することができる。				2		
35	212 柳井市	4	4	3							3	4		2					
35	213 美祿市	4	4	3							3	4		3					
35	215 周南市	4	2	3							3	4		1	周南市地域防災計画 1 避難所(人権推進施設)の開設及び運営に関すること。 2 人権推進施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。				
35	216 山陽小野田市	4	4	2							2	4		1	山陽小野田市地域防災計画 班の所掌事務、避難所運営における女性ニーズの把握と連絡調整に関すること				
35	305 周防大島町	4	4	3							3	4		3					
35	321 和木町	4	4	3							3	4		2					
35	341 上関町	4	4	2							2	4		2					
35	343 田布施町	4	4	1			3			1	3	4		2					
35	344 平生町	4	4	3							3	3		2					
35	502 阿武町	4	4	2							2	4		2					